（前のページより続き）

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係 …… 三

会社その他

…… 二九

省令

○財務省令第五十四号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第三十二条第一項ただし書の規定に基づき、日本銀行国庫金取扱規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月十七日

財務大臣　麻生　太郎

日本銀行国庫金取扱規程等の一部を改正する省令

（日本銀行国庫金取扱規程の一部改正）

第一条　日本銀行国庫金取扱規程（昭和二十二年大蔵省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三に次のただし書を加える。

ただし、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の二第一項に規定する方法による納付を受けたときは、領収証書を納入者に交付することを要しない。

（日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続の一部改正）

第二条　日本銀行の歳入金等の受入に関する特別取扱手続（昭和二十四年大蔵省令第百号）の一部を次のように改正する。

第三条第十六項の次に次の一項を加える。

十七　日本銀行歳入代理店は、国税収納金の納付者から国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十四条の二第一項の規定する方法による納付を受けたときは、第一項の規定にかかわらず、領収証書を納入者に交付することを要しない。

附　則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の五十六を第五号の五十七とし、第五号の四十四から第五号の五十五までを一号ずつ繰り下げ、第五号の四十三の次に次の一号を加える。

五の四十四　N―［（S）―｛［（一R）―二―（六―アミノ―九H―プリン―九―イル）―一―メチルエトキシ］メチル｝フエノキシホスフイノイル］―L―アラニン一―メチルエチル（別名テノホビル　アラフエナミド）、その塩類及びそれらの製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。